

防管装第4503号
17.6.6

一部改正 防管装第2413号
18.3.27

一部改正 防管装第7538号
18.7.31

一部改正 防経装第262号
19.1.9

一部改正 防経装第8308号
19.8.30

一部改正 防経装第7331号
20.6.13

一部改正 防経装第10418号
23.8.30

一部改正 防官文(事)第18号
27.10.1

一部改正 防装庁(事)第80号
29.3.27

一部改正 防装庁(事)第164号
令和2年3月31日

一部改正 防装庁(事)第74号
令和3年3月31日

一部改正 防装庁(事)第262号
令和5年6月30日

長官官房長
各防衛参事官
各施設等機関の長
各幕僚僚の長
統合幕僚会議事務局長
情報本部部長
技術研究本部部長
契約本部部長
防衛施設庁長官

殿

事務次官

装備品等の調達における情報セキュリティ検討委員会設置要綱
について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので通達する。

なお、情報システムの調達に係る検討委員会設置要綱について（防管航第
9575号。14.11.15）は、廃止する。

装備品等の調達における情報セキュリティ検討委員会設置要綱

（設置）

- 第1 防衛省において調達する所掌事務に係る装備品、船舶、航空機（以下「装備品等」という。）の情報保全等に関する諸課題について検討を行い、装備品等の適正な調達実施に資するため、防衛省に装備品等の調達における情報セキュリティ検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織）

- 第2 委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 防衛装備庁装備政策部長

副委員長 防衛装備庁装備政策部装備保全管理課長

委員 防衛政策局調査課長、防衛大学校総務部会計課長、防衛医科大学校事務局総務部経理課長、防衛研究所企画部総務課長、統合幕僚監部首席後方補給官付後方補給官（補給）、陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部情報課長、陸上幕僚監部装備計画部装備計画課長、海上幕僚監部指揮通信情報部情報課長、海上幕僚監部装備計画部装備需品課長、航空幕僚監部運用支援・情報部情報課長、航空幕僚監部装備計画部装備課長、情報本部総務部総務課長、防衛装備庁装備政策部装備保全管理課産業サイバーセキュリティ室長、防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官、防衛装備庁技術戦略部技術戦略課長、防衛装備庁調達管理部調達企画課長及び防衛装備庁調達管理部原価管理官

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者を委員会の委員に指名することができる。

（運営）

- 第3 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。

- 2 副委員長は委員長を補佐する。

- 3 委員長は、関係部局に対し、関係者の出席を求め、意見を述べさせ、又は資料を提出させる等必要な協力を求めることができる。

- 4 前項の要求があった場合、関係部局は、これに応じ、協力するものとする。

(作業部会)

第4 委員会に作業部会を置く。

2 作業部会は、委員会の調査審議に資するため、所要の検討を実施し、当該検討結果を委員会に報告するものとする。

3 作業部会は、委員長が指名する部会長及び副部会長並びに部会長が指名する部会員をもって組織する。

(庶務)

第5 委員会及び作業部会の庶務は、防衛装備庁装備政策部装備保全管理課において処理する。

(委任規定)

第6 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定め、作業部会の運営に関し必要な事項は部会長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月6日から施行する。